



令和8年5月

区民住宅 あき家入居者募集のご案内

募集戸数 単身者用 (1戸)

◇募集住宅の概要

区民住宅とは、高齢者の方のみを対象とし、エレベーターや手すり、緊急通報システム装置の設置など、高齢者の生活に配慮して建設されている集合住宅です。

入居者の安否の確認や緊急時の対応、関係機関への連絡、情報提供などのために生活援助員（LSA）が週3回巡回しています。ただし、日常生活の援助をするものではありませんので、ご了承ください。

◇「募集案内」および「申込書」は葛飾区ホームページからダウンロードすることができます。

所在地	募集戸数	交通機関	予定使用料(円)	間取り (専用面積)	備考
葛飾区白鳥 4-8-1	単身者用 1戸	京成線お花茶屋駅 から徒歩10分	17,000 ~37,000	和6・DK 浴室 (34.1㎡)	エレベーター有り 平成10年3月建設

申込期間 令和8年5月7日（木）～15日（金）

（申込書配布期間）☆申し込みは郵送で、5月21日（木）までに葛飾郵便局に届いたものだけに限り受け付けます。（※消印有効ではありません。）

※「募集案内・申込書」のホームページからのダウンロードは、5月7日から5月15日まで可能です。

抽せん日 令和8年6月18日（木）午前9時30分から

葛飾区役所新館7階705会議室にて

☆抽せん番号の通知は6月上旬に発送します。

☆抽せん結果の通知は6月下旬に発送します。

☆当日は会場においでにならなくてもさしつかえありません。

申込方法 ☆窓口で入手した申込書を使用する場合

(1) 申込書に必要事項を記入してください。

(2) 抽せん番号のお知らせハガキ・抽せん結果のお知らせハガキのそれぞれに85円切手を貼ってください。

(3) 封筒に申込書を入れ、110円切手を貼り、封筒の裏面に住所・氏名を記入して、葛飾郵便局に郵送してください。

☆ホームページからダウンロードした申込書を使用する場合

申込書と一緒にダウンロードされる「募集案内」をご覧ください。

葛飾区役所 都市整備部 住環境整備課

〒124-8555 葛飾区立石5丁目13番1号

電話：03-5654-8353（ダイヤルイン）

【単身者用の入居資格】

申し込みのできる方は、次の(1)～(6)のすべてにあてはまる必要があります。

(1) 65歳以上の単身であること

申込者が、申し込みをした日において65歳以上の単身(現に同居している親族がないこと)であること。

(2) 葛飾区内に引き続き3年以上住んでいること

①申込者が、令和5年5月22日以前から葛飾区内に引き続き3年以上住んでいることが住民票の写しで証明できること。

②外国人については、中長期在留者で、①のほかに申込期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。

(3) 常時介護を必要としない程度に自立した生活が可能であること

単身で日常生活が送れること。ただし、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要としている方でも、その心身の状況に応じた介護を受けられる場合は申し込みできます。なお、申込者が、精神障害者および知的障害者については、資格審査のときに居住支援の状況を確認する場合があります。

(4) 所得金額が次の基準内であること

所得金額 0円～2,568,000円

(5) 住宅に困っていること(次のすべてに該当する方)

原則として、自家所有者、公的な住宅(都営住宅、区営住宅、UR住宅、都民住宅)の入居者は申し込めません。ただし、次のいずれかに該当する場合は申し込むことができます。

(1) 自家所有者

① 住宅が著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難である住宅を所有している方で、その住宅を取り壊す予定であること。

なお、入居資格審査のときに取り壊しの契約書等、入居後2か月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書の提出が必要です。

② 差押、正当な事由による立退要求等により、住宅または土地の所有者でなくなる方。

なお、入居資格審査のときに所有権移転を証明する登記事項証明書の提出が必要です。

(2) 公的な住宅(都営住宅、区営住宅、UR住宅、都民住宅)の入居者

① 年間家賃の負担額が年収の20%以上の場合

② 木造もしくは簡易耐火構造の都営住宅または浴室のない公営住宅の居住者

③ 身体の障害等によりエレベーターを必要とするが、エレベーターのない都営住宅などの居住者

(6) 申込者が暴力団員でないこと

ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

◇所得の計算のしかた

(1) 所得金額計算上の注意

① 計算の対象としないもの

次にあてはまる収入については所得金額0円とします。

- ・遺族年金、障害年金
- ・仕送り、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活扶助料、支援給付金等の非課税所得
- ・退職金等の一時的な所得

② 退職・廃業している場合

申込期間に、すでに退職または廃業しているものについては所得金額0円とします。

なお、「結婚するため」の理由により申込月から翌々月の月末までに退職することが申込期間に確定している場合は、申込書に退職年月日を記入のうえ、所得金額を0円とすることができます。

ただし、退職後、無職・無収入となり、そのことを入居資格審査のときに証明できることが必要です。

③ 2種類以上の収入がある場合

ひとりで2種類以上の収入を得ているとき（給与と年金、給与と事業所得など）は、それぞれの所得金額を計算してから合計します。

(2) 所得金額とは

令和7年1月以降に、就職・退職・年金の受給などによる収入の変更がなかった方は、令和7年分の総所得の額を所得金額とします。

年金以外の所得がある場合は、それぞれの所得を計算し、合計してください。

所得の種類	所得金額
合計	

4 ページの特別
控除の合計額

所得金額

— =

(3) 年金収入のある方の所得金額の計算

- ①年金を受け取り始めたのが、令和6年12月以前で、すべての年金額に変更がない方は、「令和7年分公的年金等の源泉徴収票」などで支払金額をお確かめください。
- ②年金を受け取り始めたのが、令和7年1月以降、または年金額に変更があった方は、「年金決定通知書・支給額変更通知書」などで年金額をお確かめください。
- ③年金収入を所得になおす計算をします。
 - ・まず計算の対象となる年金の支給額を合計します。
 - ・下記の年金収入所得換算表にて、年金合計金額を「年金合計金額の範囲」欄にあてはめます。
 - ・その行の計算式にしたがって所得金額を算出します。

◇年金収入所得換算表

(単位:円)

年金合計金額の範囲	所得金額になおす計算式		
	(年金額の合計)	計算式	(所得金額)
1,100,000円まで	所得金額は0円です。		
1,100,001~3,299,999円	()	— 1,100,000 — 100,000 =	()
3,300,000~4,099,999円	()	× 0.75 — 275,000 — 100,000 =	()

◇特別控除について

次の「控除の種類」にあてはまる場合には、合計所得金額から、それぞれの特別控除金額を差し引きま

す。

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる方	備考
㉗老人扶養控除	1人につき 10万円	所得税法上の扶養対象親族で70歳以上の方	㉕の特別障害者控除を受ける方は、㉗の障害者控除をあわせて受けることはできません。
㉘特定扶養控除	1人につき 25万円	所得税法の扶養対象親族(配偶者を除く。)で16歳以上23歳未満の方	
㉙障害者控除	1人につき 27万円	1 愛の手帳等の交付を受けている方で3度・4度の方 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で2級・3級の方(障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。) 3 身体障害者手帳の交付を受けている方で3級～6級の方 4 戦傷病者手帳の交付を受けている方で第4項症～第2目症の方 5 65歳以上の方で1・3と同程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方	
㉚特別障害者控除	1人につき 40万円	1 愛の手帳等の交付を受けている方で1度・2度の方 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級の方(障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。) 3 身体障害者手帳の交付を受けている方で1級・2級の方 4 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症～第3項症の方 5 精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く方 6 原子爆弾被爆者で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている方(過去に交付を受けていた方を含む。) 7 常に就床を要し、複雑な介護を要する方 8 65歳以上の方で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方	㉕の特別障害者控除を受ける方は、㉗の障害者控除をあわせて受けることはできません。
㉛寡婦控除	27万円	夫と離婚した後婚姻していない方で次の①および②の両方にあてはまる方 ① 年間所得金額が500万円以下の方 ② 扶養親族を有する方 夫と死別した後婚姻していない方、または夫の生死の明らかでない方で、年間所得金額が500万円以下の方(「扶養親族または生計を一にする子」のいない方もあてはまります。)	特別控除を受けられる方の所得が特別控除金額よりも少ないときはその所得金額と同額のみ差し引きます。
㉜ひとり親控除	35万円	現に婚姻をしていない方または配偶者の生死の明らかでない方で、次の①および②の両方に当てはまる方 ① 年間所得合計が500万円以下の方 ② 生計を一にする子を有する方	特別控除を受けられる方の所得が特別控除金額よりも少ないときはその所得金額と同額のみ差し引きます。

留意事項（申し込みにあたっての注意）

- （1）区民住宅へ申し込むには、収入による制限など一定の資格が必要です。入居資格に該当しない方は申し込みできません。詳しくは「入居資格」をご覧ください。
- （2）申込書の書き方は、記入例を参考にしてください。記入もれや不整合のないようにしてください。記入内容の不備等により、申し込みが無効になる場合もあります。
- （3）申し込み後の申込者の変更は、原則としてできません。
- （4）区民住宅の申し込みは、1人につき1通です。同一人の氏名を2通以上の申込書に記入するなどの二重申し込みは無効です。
- （5）他の募集（公的住宅を含む）で、既に資格審査に合格し、入居登録されている方は、原則として申し込みできません。
- （6）当せんが決定した後、必要書類を提出していただき、資格審査に合格しなければ入居できません。
- （7）入居は12月以降を予定しております。
- （8）入居の際には、決定した住宅使用料（家賃）の2か月分を住宅保証金として納めていただくとともに、緊急連絡先1名以上が必要となります。
- （9）入居後は、毎月、住宅使用料のほかに、月額1千円から3千円の共益費をお支払いいただきます。
- （10）契約更新料はありませんが、毎年、必ず収入報告書を提出していただきます。
- （11）結果の通知は6月下旬に発送します。

令和8年5月区民住宅使用申込書

(葛飾)

令和8年5月 日

葛飾区長あて

私は、葛飾区民住宅条例に基づく区民住宅を使用したいので、申し込みます。

なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は申込者（現に同居し、又は同居しようとする親族又はパートナーシップ関係にある方を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるときは、使用予定者の決定を取り消されても異議ないことを誓約いたします。また、許可の上は、申込者（同居するものを含む。）が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すことを誓約いたします。暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。

抽せん番号	単身	ここにはなにも書かないでください。

・太線枠内のみ、必ず記入してください。申込後の記載事項変更は原則としてできませんので注意してください。

1. 申込者について記入してください。なお、この方が住宅使用許可の名義人となります。

申込	現住所	〒124-8555 葛飾区立石5丁目13番1号葛飾荘101号室		電話番号	03-3695-1111	
	フリガナ	カツシカ	タロウ	区内居住年数	14年 3か月	
	氏名	氏 葛 飾	名 太 郎	在留資格		
	フリガナ			在留期間		
	日本での通称名がある方	氏	名	年 月 日から 年 月 日まで		

申込者ご本人の記入欄です。氏名・続柄は記入する必要はありません。

2. 申込者について、記入してください。記入もれがあると、申し込みが無効となる場合があります。

職業・所得	氏名	続柄	生年月日	年間所得金額	特別控除（○で囲む）	申込時点の勤務先・アルバイト先・学校の名称・所在地	職業
	フリガナ	本人	1954年9月10日生（満71歳）	円 1,488,800	1 老人扶養 2 特定扶養 3 障害者 4 特別障害者 5 寡婦 6 ひとり親	所在地 名称 中央区京橋 都商事(株) 電話 03(1234)5678	勤務（開業）開始年月日 1984年4月1日
	申込者						会社員
	合計所得金額A	特別控除合計B	差引所得金額A-B	※所得基準を超える場合は申込みできません。			
	1,300,000円	270,000円	1,030,000円				

職業をはっきり、具体的に書いてください。（会社員、パート、アルバイト、年金、無職など）

3. 申込者の現在の同居親族人数を記入してください。

申込者を含め、現在 **2** 人で暮らしており、住宅には申込者のみで入居する予定です。

4. 申込者又は同居親族の所得税法上の扶養親族で、住宅に入居しない方がいる場合は、その氏名を記入してください。

氏名	氏名	氏名	氏名

特別控除に該当する場合は、その種類を○で囲んでください。世帯の合計所得から差し引ける場合と、その人の所得から差し引ける場合があります。詳しくは、「令和8年5月募集のご案内」の4ページを参照してください。

・裏面も記入してください。（切りはなさないでください。）

郵便はがき (葛飾)		郵便はがき (葛飾)	
85円切手を必ず貼ってください。	1 2 4 8 5 5 5	85円切手を必ず貼ってください。	1 2 4 8 5 5 5
住所	葛飾区 立石5丁目13番1号葛飾荘101号室	住所	葛飾区 立石5丁目13番1号葛飾荘101号室
氏名	葛飾 太郎 様	氏名	葛飾 太郎 様
区民住宅	抽せん番号のお知らせ	区民住宅	抽せん結果のお知らせ
〒124-8555	東京都葛飾区立石5-13-1 葛飾区都市整備部住環境整備課	〒124-8555	東京都葛飾区立石5-13-1 葛飾区都市整備部住環境整備課
抽せん番号	単身 ここにはなにも書かないでください。	抽せん番号	単身 ここにはなにも書かないでください。
No. 1		No. 2	

切手の貼っていないもの、不足しているものは抽せん番号の通知をいたしません。抽せん結果の電話による照会は出来ません。あなたのお住まいの郵便番号もお忘れなく記入してください。

申込者ご本人の記入欄です。氏名・続柄は記入する必要があります。

区民住宅の申し込みから入居まで

申し込み

- ・所定の「区民住宅」申込封筒を使用し、郵送してください。
(窓口での直接受け付けはできません。)
- ・令和8年5月21日(木)までに、葛飾郵便局に届いたものに限り受け付けし、抽せんします。
(消印有効ではございません。)

抽せん番号のお知らせ

- ・令和8年6月上旬に抽せん番号をお知らせします。
※ただし、抽せん番号のお知らせハガキに切手の貼っていないものや料金が不足しているものは、抽せん番号をお知らせしません。

公開抽せん

- ・令和8年6月18日(木)午前9時30分から、葛飾区役所新館7階705会議室で公開抽せんを行います。
- ☆当日会場においてにならなくてもさしつかえありません。
- ☆抽せん結果は、抽せん会終了後、住環境整備課前に掲示します。また、午後3時から各区民事務所・区民サービスコーナー・区民サービススポットに掲示します。

抽せん結果のお知らせ

- ・令和8年6月下旬に、抽せん結果をお知らせします。
- ※ただし、抽せん結果のお知らせハガキに切手の貼っていないものや料金が不足しているものは、結果をお知らせしません。

当せん者

補欠者

入居資格審査対象者に辞退等が出た場合、順次繰り上げて審査を行います。

落せん

入居資格審査

- ・入居資格審査に合格しないと入居できません。
- ☆審査対象者には、審査に必要な書類を住環境整備課に持参していただき、面接審査をします。
- なお、審査の日時等は、令和8年7月上旬にお知らせします。
- ※提出された書類は一切お返しできません。

合格・登録

- ・審査の合格の通知は、審査終了後1か月以内にお送りします。

辞退

失格

使用予定者

- ☆請け書(連絡先となる方の登録あり)と保証金(使用料の2か月分)が必要となります。
- ※連絡先となる方の資格は下記のとおりです。
 - ①日本国内に住所を有する成人の方で、使用者の入居する住宅に同居しない方
 - ②日本国内に連絡のとれる拠点を常設している法人

入居

- ・入居許可日から15日以内に引っ越しをしてください。
- ・入居予定は令和8年12月以降となります。

〈募集を知る方法〉

葛飾区では募集月の前月末頃に、以下の媒体でもお知らせします。

- 「広報かつしか」 4月25日号
- FM放送「かつしかエフエム」 周波数 78.9MHz
- ホームページ <https://www.city.katsushika.lg.jp/>

今回の募集に関する問い合わせ先

葛飾区役所 都市整備部 住環境整備課 [3階307番]

〒124-8555 葛飾区立石5丁目13番1号

電話03-5654-8353 (ダイヤルイン)

電話03-3695-1111 内線3443～3445